平成２１年（フ）第８９２１号
大阪府寝屋川市緑町39番１号
債務者　小山　敬之
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９２３号
大阪府八尾市宮町１丁目10番14号　西川文化１Ｆ102号
債務者　細川　　清
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９２８号
大阪府門真市御堂町５番２号
債務者　中村　洋司
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９３１号
大阪市北区本庄西３丁目13番４号　アゼリア北梅田201号室
債務者　真川はるみ
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９３２号
大阪府箕面市粟生間谷西２丁目４番８―601号
債務者　吉田とみ子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９４３号
大阪市西成区千本中１丁目15番10号　朝日プラザ岸ノ里パサージュ707
債務者　尾田　康之（旧姓椿）
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９４９号
大阪府茨木市橋の内１丁目１番15号
債務者　坂本　利隆
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９５０号
大阪府寝屋川市春日町２番12―101号
債務者　安田マサミ
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９６４号
大阪市平野区長吉長原西４丁目２番11―101号
債務者　相賀　幸子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９６９号
大阪府寝屋川市高宮あさひ丘10番１号
債務者　山口　博文
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９７０号
大阪市西成区天下茶屋１丁目３番17号　大阪自彊館白雲寮
債務者　福村十千雄
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９７２号
大阪府枚方市甲斐田新町61番地１号
債務者　上原　直美
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１８号
高知市城山町214番地
債務者　国沢　京子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８７４号
高知市一宮しなね２丁目21番34―１号　田所アパート
債務者　浅尾　美智
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８７５号
高知市旭町１丁目132番地
債務者　山田美佐保
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８８４号
高知県香美市香北町韮生野851番地１　韮生野第２団地２号
債務者　小松　由美
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８８６号
高知市桟橋通４丁目15番33―1403号　アルファステイツ桟橋通り
債務者　長谷川孔一
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
高知地方裁判所破産係